

事 務 連 絡

令和元年5月16日

各都道府県医療主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素の保有状況について
（調査依頼）

国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）において、生活関連等施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第27条に規定する施設をいう。以下同じ。）の所管省庁及び都道府県は、相互に緊密な連絡をとりつつ、その所管する生活関連等施設又はその区域内に所在する生活関連等施設を把握するものとされております。

例年、当該規定に基づき、国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素（別添1参照）を保有する生活関連等施設の保有状況調査を行うこととしております。

つきましては、国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素を保有していると考えられる管下の病院及び診療所の生物剤及び毒素の保有状況について、下記により調査いただきたく、ご協力をお願い致します。

記

1. 調査対象

前回調査（平成30年4月1日現在を調査したもの）において生物剤及び毒素を保有すると回答した管下の病院及び診療所（別添3）。

※別添3以外の病院等についても、生物剤及び毒素を保有している旨の申告があった場合は調査対象に追加。

2. 調査対象生物剤及び毒素について

記入要領（別添1）参照。ただし、ワクチンとして保有するウイルス並びにボトックス製剤として保有するボツリヌス菌及びボツリヌス毒素を除く。

3. 調査時点

平成31年4月1日現在

4. 調査方法及び提出方法等について

- (1) 記入要領（別添1）に沿って調査票（別添2-1、2-2）をご作成ください。
- (2) 調査票の提出に当たっては、平成31年4月1日現在において、保有が無くなった旨の回答があった病院等については別添2-1に記入した上で、黄色塗色し、その理由を別添2-2に記入してご提出ください。（別添2は2シートあります）
- (3) 平成31年4月1日現在において新たに登録した病院等については、赤字にてご記入をお願いします。
- (4) 設問7～16については、アルファベットの半角大文字で記入がなされ、自動集計が適切になされていることを確認の上、ご提出ください。
例えば、回答が2つある場合には、2行ご記入いただき、セル内は1文字のみになるようにお願いします。
- (5) 記載しない設問については、そのセルを削除せず、空白のまま提出してください。
- (6) 各セルには計算式が入っていますので、強制入力等はされないようお願いいたします。
- (7) 併せて、リストの更新を行う際に実施した、調査内容がわかる書面（通知、調査票等）をご提出ください。

5. 情報の取扱いについて

提出された情報については、国民保護のための措置目的以外には使用することはありません。貴職におかれましても本調査に係る情報の取扱いにご注意ください。

なお、調査結果については、後日、消防庁より各都道府県宛に更新されたリストを送付いたします。

6. 調査を行う者

調査は、病院等の開設者又は管理者において行われるものであるため、貴課において該当病院等へ依頼した上、適切に調査が行われるよう配慮願います。

7. 提出物及び提出期限

令和元年6月14日（金）までに電子メールにて調査表（別添2-1、2-2）及び調査内容が分かる書面（通知、調査票等）をご提出ください。

8. 提出先

厚生労働省医政局地域医療計画課 臼井、佐藤

TEL：(代表)03-5253-1111（内線2664）

E-mail：satou-hiromiaj@mhlw.go.jp